

事務連絡
令和2年8月27日

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針において、9月1日以降のイベント開催が9月末日まで現在の制限を引き続き維持したことや、府内の新規陽性者数の状況から、部活動については、「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について」（令和2年7月29日付け保健体育課・高校教育課・特別支援教育課事務連絡）の内容を、9月末日まで継続しますので、適切に対応していただきますようお願いします。

なお、国の対処方針等に変更があった場合は、改めて、連絡をします。

(参考資料)

- ①「9月1日以降における催物の開催制限等について」（令和2年8月25日付けスポーツ庁政策課事務連絡）
- ②「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について」（令和2年7月29日付け保健体育課・高校教育課・特別支援教育課事務連絡）

担当	電話番号
保健体育課	075-414-5875
高校教育課	075-414-5846
特別支援教育課	075-414-5834

事務連絡
令和2年8月25日

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「9月1日以降における催物の開催制限等について」(事務連絡)の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物の開催については、「8月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年7月27日スポーツ庁政策課事務連絡)において、8月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、8月24日、現状の感染状況等に鑑み、9月1日以降のイベント開催については、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとすることとされました。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、上記の内容や催物の開催にあたっての留意事項等について、8月24日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「9月1日以降における催物の開催制限等について(事務連絡)」(下記参照)が発出されており、同事務連絡には、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合があるとも示されています。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・9月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年8月24日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

- ・7月10日以降 における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

- ・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

- ・令和2年8月24日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/corona7.pdf>

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長**新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について**

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、8月1日以降のイベント開催が8月末日まで現在の制限を引き続き維持したことや、府内の新規陽性者数の状況から、部活動について、令和2年6月12日付け事務連絡「府立学校に係る部活動の段階的緩和について」を下記のとおり変更しますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 部活動について

(1) 引き続き、通常の活動を継続する。

ただし、8月1日（土）からの段階的緩和における対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集合する活動、校外での活動等）については、当面の間、次のとおり条件付きとする。

対 象	8月1日（土）以降の条件
参加者数	参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
活動場所	<u>原則、府内での活動とするが、実施地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。</u>
他府県交流	<u>他府県の学校との交流は禁止する。</u>
宿 泊	<u>原則、府内での宿泊とするが、宿泊地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。</u>

(2) 他府県で開催される公式大会・発表会等への参加にあたっては、開催地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。

(3) 自校参加者に係る書類等の保管は、従来どおりとする。

(4) 国の対処方針等に変更があった場合は、改めて連絡する。

2 その他

(1) 活動への参加にあたっては、引き続き、新しい生活様式を遵守し、感染拡大防止に万全を期すとともに、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮すること。

(2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

(参考資料) 「8月1日以降における催物の開催制限等について」

担 当	電話番号
保健体育課	075-414-5875
高校教育課	075-414-5846
特別支援教育課	075-414-5834